

学校法人聖母女学院 気象警報発令及び交通機関停止に伴う業務等取扱要領

〔2010年2月5日制定〕

直近改定2018年3月28日

第1 総則

1 この要領において対象とする気象警報は、次に掲げる市町村（以下「指定市町村」という。）のいずれかに発令される特定の気象警報（以下「指定警報」という。）とする。

（1）香里キャンパスの場合

大阪府

「東部大阪」：守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

「北大阪」：豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

「大阪市」：大阪市

京都府南部

「山城中部」：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

（2）藤森キャンパスの場合

京都府南部

「京都・亀岡」：京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町

「山城中部」：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

大阪府

「東部大阪」：守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

「北大阪」：豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

ただし、上記指定市町村は、所属長の判断において変更する事ができるものとする。

2 前記1の指定警報は、次に掲げるとおりとする。

（1）特別警報（気象業務法に定められた全ての現象）

（2）警報

①暴風警報

②暴風雪警報

3 この要領において対象とする交通機関の停止は、京阪電鉄（以下「京阪」という。）がストライキにより運行を停止した場合とする。

4 この要領を遵守した結果として生徒・児童・園児が始業時刻に遅れ、下校時刻前に下校し、又は出席しなかった場合、これを遅刻、早退又は欠席としない。

5 この要領を遵守した結果として職員が始業時刻に遅れ、終業時刻前に退勤し、又は出勤しなかった場合、当該の時間又は日を特別休暇（有給）とする。

第2 特別警報発令の場合

1 所属

- (1) 登校前に特別警報が発令されている場合
 - ア 授業関係 休校（休園）とする。
 - イ 業務関係 休業とする。
- (2) 登校後に特別警報が発令された場合
 - ア 授業関係 発令以降の授業は中止、休校（休園）とし、安全に配慮しながら速やかに下校させるものとする。ただし、所属長が生徒・児童・園児の安全上必要と判断した場合は、下校させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。
 - イ 業務関係 全員下校させた後は休業とする。下校させず教室に待機させた生徒・児童・園児がいるときはその身を守ることを優先し、状況に対応して適切な処置を講ずるものとする。
- (3) 登校後に特別警報が発令され、学内に待機させた状態で特別警報が解除された場合
 - ア 授業関係 安全に配慮しながら速やかに下校させるものとする。ただし、所属長が生徒・児童・園児の安全上必要と判断した場合は、引き続き下校させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。解除された日までは休校（休園）とする。解除された翌日以降も、所属長が生徒・児童・園児の安全上必要と判断した場合は、休校（休園）とすることができる。
 - イ 業務関係 教室に待機させた生徒・児童・園児の身を守ることを優先し、状況に対応して適切な処置を講ずるものとする。解除された翌日以降は、所属長は、授業再開のため、状況に対応して適切な処置を講ずるものとする。
- (4) 登校後に特別警報が発令され、全員下校後又は登校前に特別警報が解除された場合
 - ア 授業関係 解除された日までは休校（休園）とする。解除された翌日以降も、所属長が生徒・児童・園児の安全上必要と判断した場合は、休校（休園）とすることができる。
 - イ 業務関係 解除された日までは休業とする。解除された翌日以降は、所属長は、授業再開のため、状況に対応して適切な処置を講ずるものとする。
- (5) 居住地が指定市町村以外であるときは、当該居住地を対象とする特別警報について上記（１）～（４）を準用することができる。

2 所属以外

前項に準ずる。

第3 気象警報発令の場合

1 高等学校及び中学校

- (1) 6時30分までに気象警報が解除された場合
 - ア 授業（試験を含む。以下同じ。）関係 平常どおりとする。
 - イ 業務関係 平常どおりとする。
- (2) 6時30分以降10時30分までに気象警報が解除された場合
 - ア 授業関係 午後から行う。
 - イ 業務関係 始業時刻を12時30分とする。ただし、あらかじめ指名され校長に届け出た者は、通常どおり出勤し、状況に対応して適切な処置を講ずるものとする。
- (3) 10時30分の時点で引き続き気象警報が発令されている場合

- ア 授業関係 休校とする。
 - イ 業務関係 休業（自宅待機）とする。ただし、あらかじめ指名され校長に届け出た者は、通常どおり出勤し、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
- (4) 生徒の登校後に気象警報が発令された場合
- ア 授業関係 原則として、発令以降の授業は中止し、生徒は速やかに下校するものとする。ただし、校長が生徒の安全上必要と判断した場合は、生徒を下校させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。
 - イ 業務関係 発令以降、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
- (5) 生徒の居住地が指定市町村以外であるときは、当該居住地を対象とする指定警報について上記(1)～(3)のアを準用することができる。この場合、当該生徒の保護者は、遅滞なくその旨を学校に連絡するものとする。
- (6) 生徒の居住地又は通学経路の特性等により、指定警報以外の警報又は注意報発令の下での登校が危険であると判断される場合は、登校を控え、又は遅らせることができる。この場合、当該生徒の保護者は、遅滞なくその旨を学校に連絡するものとする。
- (7) 職員の勤務について
- ア 気象警報発令により通常の通勤経路が使えないため、タクシーを利用して出勤した場合、その実費を支給する。
 - イ 上記(2)～(3)のイにおいて、あらかじめ指名され校長に届け出た者が気象状況等により出勤できない場合は、速やかに校長に連絡するものとする。
 - ウ 入学試験の準備日及び当日は、指定警報が発令された場合であっても、全ての関連業務を通常どおり行うものとする。

2 小学校

- (1) 6時30分の時点で気象警報が発令されている場合
- ア 授業関係 休校とする。
 - イ 業務関係 休業（自宅待機）とする。ただし、あらかじめ指名され所属長に届け出た者は、出勤して状況に対応した適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
- (2) 6時30分以降始業時刻までに気象警報が発令された場合
- ア 授業関係 休校とし、登校途中の児童は、安全に配慮しながら速やかに下校・帰宅するものとする。
 - イ 業務関係 通常どおりの始業とする。ただし、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
- (3) 児童の登校後に気象警報が発令された場合
- ア 授業関係 原則として、発令以降の授業は中止し、児童は安全に配慮しながら速やかに下校するものとする。ただし、所属長が児童の安全上必要と判断した場合は、児童を下校させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。
 - イ 業務関係 発令以降、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
- (4) 児童の居住地が指定市町村以外であるときは、当該居住地を対象とする指定警報について上記(1)～(2)のアを準用することができる。この場合、当該児童の保護者は、遅滞なくその旨を学校に連絡するものとする。
- (5) 児童の居住地又は通学経路の特性等により、指定警報以外の警報又は注意報発令の下での登校

が危険であると判断される場合は、登校を控え、又は遅らせることができる。この場合、当該児童の保護者は、遅滞なくその旨を学校に連絡するものとする。

(6) 職員の勤務について

ア 気象警報発令により通常の通勤経路が使えないため、タクシーを利用して出勤した場合、その実費を支給する。

イ 上記（１）のイにおいて、あらかじめ指名され所属長に届け出た者が気象状況等により出勤できない場合は、速やかに所属長に連絡するものとする。

ウ 入学試験の準備日及び当日は、指定警報が発令された場合であっても、全ての関連業務を通常どおり行うものとする。

3 幼稚園

(1) 7時00分の時点で気象警報が発令されている場合

ア 保育関係 休園とする。

イ 業務関係 休業（自宅待機）とする。ただし、あらかじめ指名され所属長に届け出た者は、出勤して状況に対応した適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。

(2) 7時00分以降始業時刻までに気象警報が発令された場合

ア 保育関係 休園とし、登園途中の園児は、安全に配慮しながら速やかに降園・帰宅するものとする。

イ 業務関係 通常どおりの始業とする。ただし、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。

(3) 園児の登校後に気象警報が発令された場合

ア 保育関係 原則として、発令以降の授業は中止し、園児は安全に配慮しながら速やかに降園するものとする。ただし、所属長が園児の安全上必要と判断した場合は、園児を降園させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。

イ 業務関係 発令以降、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。

(4) 園児の居住地が指定市町村以外であるときは、当該居住地を対象とする指定警報について上記（１）～（２）のイを準用することができる。この場合、当該園児の保護者は、遅滞なくその旨を園に連絡するものとする。

(5) 園児の居住地又は通園経路の特性等により、指定警報以外の警報又は注意報発令の下での通園が危険であると判断される場合は、登園を控え、又は遅らせることができる。この場合、当該園児の保護者は、遅滞なくその旨を園に連絡するものとする。

(6) 職員の勤務について

ア 気象警報発令により通常の通勤経路が使えないため、タクシーを利用して出勤した場合、その実費を支給する。

イ 上記（１）のイにおいて、あらかじめ指名され所属長に届け出た者が気象状況等により出勤できない場合は、速やかに所属長に連絡するものとする。

ウ 入学試験の準備日及び当日は、指定警報が発令された場合であっても、全ての関連業務を通常どおり行うものとする。

4 インターナショナルプリスクール、保育園

(1) 7時00分の時点で気象警報が発令されている場合

ア 保育関係 休園とする。

- イ 業務関係 休業（自宅待機）とする。ただし、あらかじめ指名され所属長に届け出た者は、出勤して状況に対応した適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
 - (2) 7時00分以降始業時刻までに気象警報が発令された場合
 - ア 保育関係 休園とし、登園途中の園児は、安全に配慮しながら速やかに降園・帰宅するものとする。
 - イ 業務関係 通常どおりの始業とする。ただし、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
 - (3) 園児の登校後に気象警報が発令された場合
 - ア 保育関係 原則として、発令以降の授業は中止し、園児は安全に配慮しながら速やかに降園するものとする。ただし、所属長が園児の安全上必要と判断した場合は、園児を降園させず教室に待機させる等状況に応じて適切な処置を講ずることができる。
 - イ 業務関係 発令以降、状況に対応して適切な処置を講じたのち、自宅待機するものとする。
 - (4) 園児の居住地が指定市町村以外であるときは、当該居住地を対象とする指定警報について上記(1)～(2)のアを準用することができる。この場合、当該園児の保護者は、遅滞なくその旨を園に連絡するものとする。
 - (5) 園児の居住地又は通園経路の特性等により、指定警報以外の警報又は注意報発令の下での通園が危険であると判断される場合は、登園を控え、又は遅らせることができる。この場合、当該園児の保護者は、遅滞なくその旨を園に連絡するものとする。
 - (6) 職員の勤務について
 - ア 気象警報発令により通常の通勤経路が使えないため、タクシーを利用して出勤した場合、その実費を支給する。
 - イ 上記(1)のイにおいて、あらかじめ指名され所属長に届け出た者が気象状況等により出勤できない場合は、速やかに所属長に連絡するものとする。
 - ウ インターナショナルプリスクールにおいて、入園試験の準備日及び当日は、指定警報が発令された場合であっても、全ての関連業務を通常どおり行うものとする。
- 5 監査室、法人事務局教学部及び聖母教育支援センター**
- (1) 原則として、高等学校及び中学校の場合に準ずるものとする。
 - (2) 法人事務局総務課を中心に、所属間の連絡・調整を行うものとする。

第4 交通機関停止の場合

- 1 高等学校、中学校、小学校、幼稚園、インターナショナルプリスクール、保育園**
- (1) 6時30分の時点でストライキにより運行が停止している場合
 - ア 授業関係 休校とする。
 - イ 業務関係 始業時刻を9時30分とする。状況により終業時刻を変更することがある。
 - (2) 京阪以外の交通機関のストライキのために、生徒等が始業時刻に遅れ、又は登校（園）できない場合は、速やかに学校（園）に連絡するものとする。
 - (3) 職員の勤務について
 - ア 通常の通勤に使用する交通機関が運行停止した場合、可能な限り代替交通機関を利用して出勤するものとする。ただし、代替交通機関による出勤が不可能な場合は、速やかにその旨を所属長に連絡するものとする。

イ 前記アの場合、代替交通機関の交通費は、その実費を支給する。ただし、タクシーによる交通費は、支給しない。

2 監査室、法人事務局教学部及び聖母教育支援センター

(1) 6時30分の時点でストライキにより運行が停止している場合、始業時刻を9時30分とする。全所属が休校となった場合、状況に応じ法人事務局長の判断により終業時刻を変更することがある。

(2) 職員の勤務について

ア 通常の通勤に使用する交通機関が運行停止した場合、可能な限り代替交通機関を利用して出勤するものとする。ただし、代替交通機関による出勤が不可能な場合は、速やかにその旨を室長または課長に連絡するものとする。

イ 前記アの場合、代替交通機関の交通費は、その実費を支給する。ただし、タクシーによる交通費は、支給しない。

第5 その他

1 天災、地変又は事故等により、授業又は業務に支障が生ずると予想される場合、又は指定警報以外の警報により交通機関が停止するなど、生徒・児童の登下校及び園児の登降園ができなくなることが予測される場合は、所属長及び法人事務局長の判断により、速やかに適切な処置を講ずるものとする。この場合において所属長又は法人事務局長に事故あるときは、副校長、教頭又は次長若しくは課長の判断によるものとする。

2 この要領に定めるほか、気象警報発令及び交通機関停止に伴う業務等の取扱について必要な事項は、常任理事会が定める。

3 この要領の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この要領は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2010年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、2010年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、2011年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、2018年4月1日から施行する。